

福井県報

第 266 号
令和 5 年
9 月 26 日(火)
火曜日発行

目次

告示

- 土壤汚染対策法第六条第一項の規定に基づく要措置区域の指定(三八二・環境政策課).....一
 - 土壤汚染対策法第十一条第一項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(三八三・同).....三
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(三八四・長寿福祉課).....五
 - 土地改良事業の計画変更の認可(三八五・農村振興課).....五
 - 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(三八六・同).....五
 - 国土調査の成果の認証(三八七、三八八・同).....五
 - 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(三八九・建築住宅課).....六
- 公 告
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所).....六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(嶺南振興局).....六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(会計課).....八

告示

福井県告示第382号

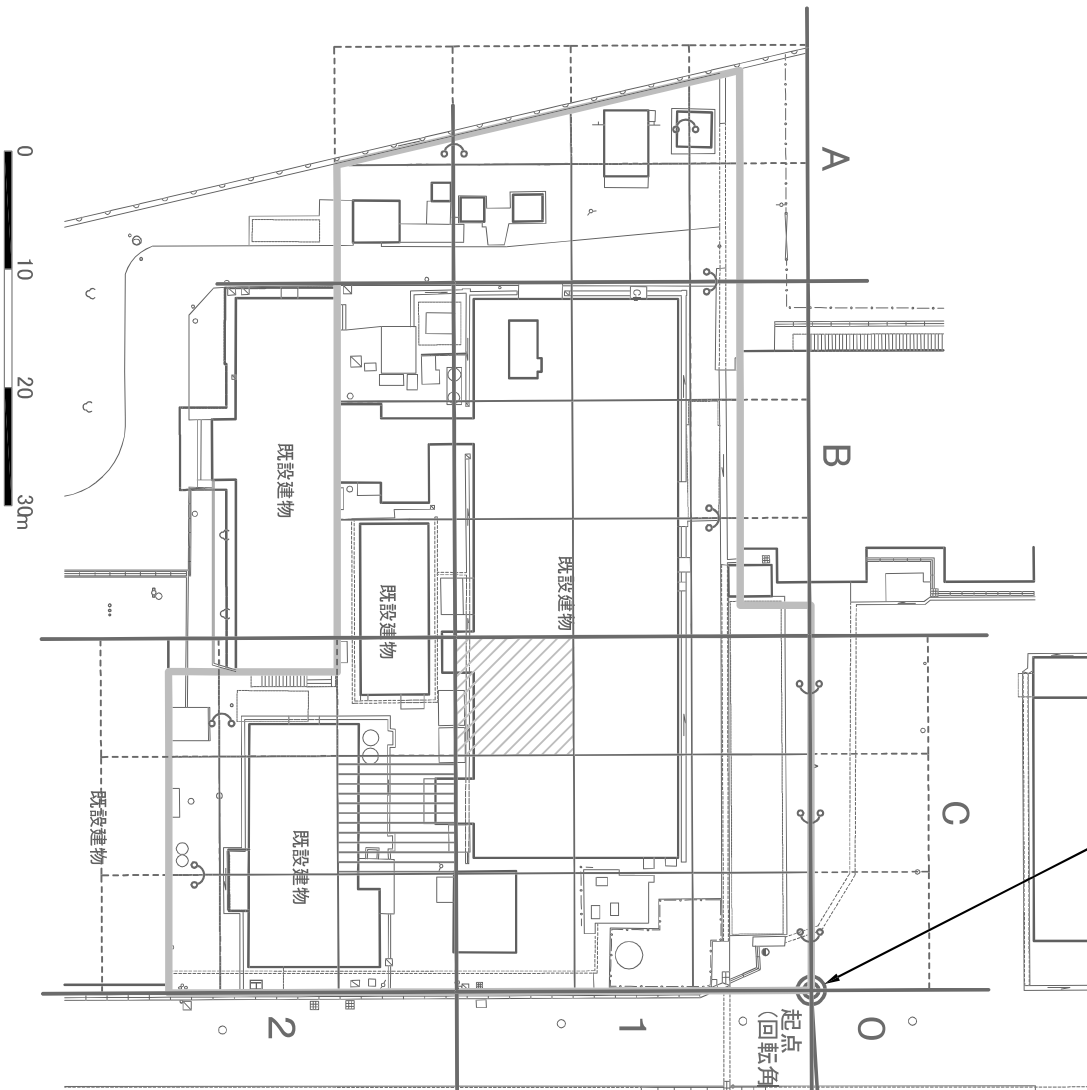
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。同条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。


令和5年9月26日

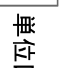
福井県知事 杉本 達治


- 1 要措置区域 別図のとおり(越前市北府二丁目26字西中島2番1および8番の各一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置 規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」

【起点】
 起点は形質変更を行う北端
 【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に3° 17'回転させて得られる線により、調査対象地を区分した。




 30m格子


 単位区画

 区画の統合

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

単位区画名は30m格子、
 単位区画の順とする。
 斜線部の単位区画名は
 A1-5。

 砒素及びその化合物
 土壌溶出量基準不適合かつ第二溶出量基準適合単位区画

 かつ素及びその化合物
 土壌溶出量基準不適合かつ第二溶出量基準適合単位区画

福井県告示第383号

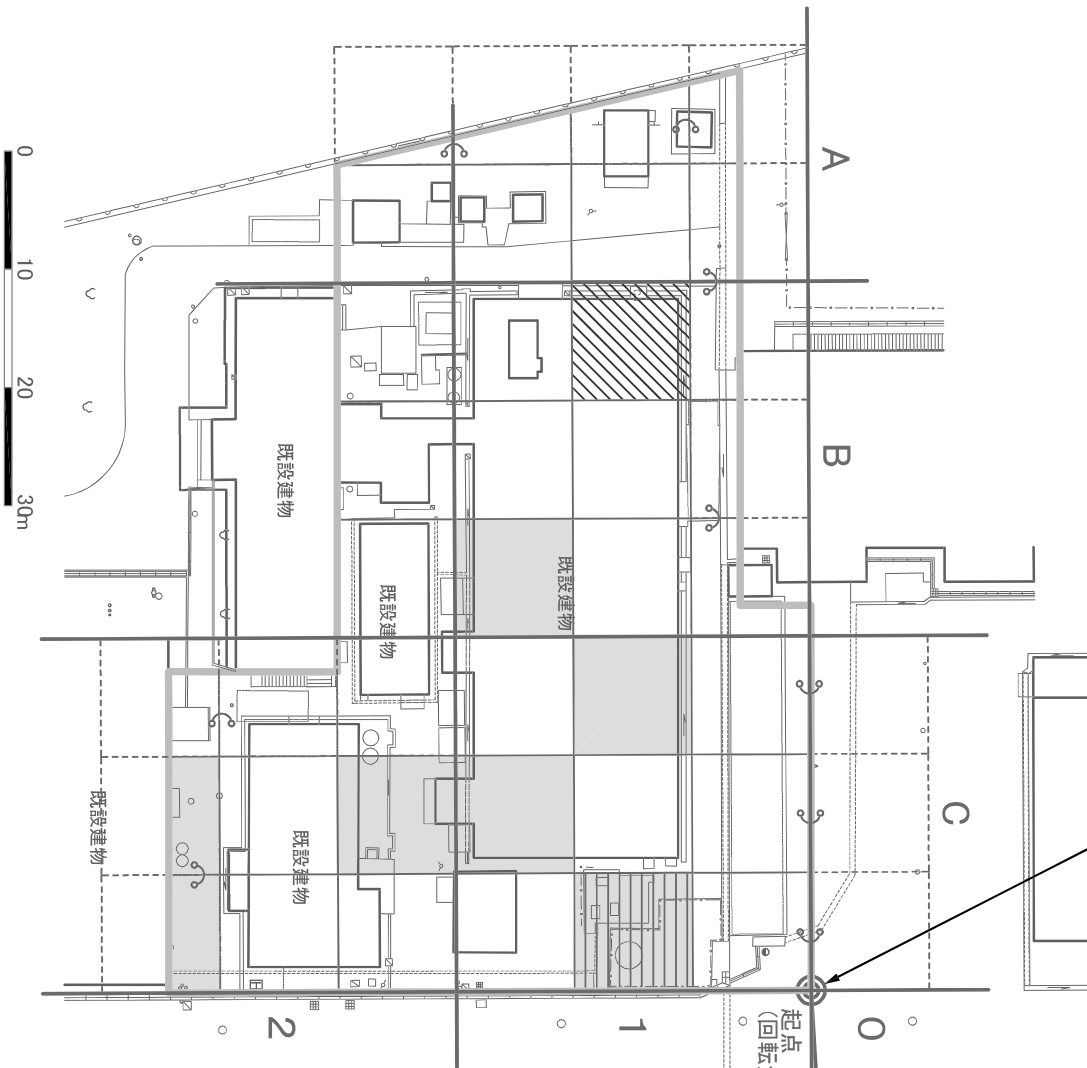
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり (越前市北府二丁目25字南堂ノ本62番1、26字西中島2番1、8番および203字東中島1番1の各一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
- 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【起点】
 起点は形質変更を行う北端
 【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に3° 17'回転させて得られる線により、調査対象地を区分した。



30m格子

単位区画

区画の統合

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

単位区画名は30m格子、
 単位区画の順とする。
 斜線部の単位区画名は
 A1-5。

水銀及びその化合物
土壌溶出量基準不適合かつ第二溶出量基準適合単位区画

鉛及びその化合物
第二溶出量基準不適合単位区画

鉛及びその化合物
土壌含有量基準不適合単位区画

区画の統合

福井県告示第384号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
ケアハイツ芦原
- 2 事業所の所在地
あわら市横垣18-11
- 3 事業者の名称
株式会社ケアハイツ
- 4 登録年月日
令和5年9月15日
- 5 サービスの種類
特定施設入居者生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110339

福井県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、令和5年9月14日付けで芝原用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）の計画変更を認可したので、同条第11項の規定により告示する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（敦賀西部地区 区画整理（経営体育成基盤整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができるとする。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年9月26日から
令和5年10月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
敦賀市産業経済部農林水産振興課

福井県告示第387号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
永平寺町
- 2 調査を行った期間
平成22年8月から令和4年3月まで
- 3 調査を行った地域
吉田郡永平寺町（大字諏訪間の一部）
- 4 成果の名称
吉田郡永平寺町（大字諏訪間の一部）の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和5年9月1日

福井県告示第388号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 調査を行った者の名称
おおい町
- 調査を行った期間
平成31年2月から令和4年5月まで
- 調査を行った地域
おおい町（名田庄木谷の一部）
- 成果の名称
おおい町（名田庄木谷の一部）の地籍図および地籍簿
- 認証年月日
令和5年9月1日

福井県告示第389号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
一般社団法人YOLLO・PUKUI
福井市大宮2丁目3-25
- 支援業務を行う事務所の所在地
福井市大宮2丁目3-25

公 告

井場土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年5月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監事 岡崎 一生 〃 三国町石丸32-9

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月26日

福井県嶺南振興局小浜土木事務所長 野坂 博之

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）630t（購入見込量）
 - 調達物品の仕様等
- 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- 契約期間
契約日から令和6年3月31日
- 納入場所
入札説明書等による。
- 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
 - 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒917-0241

福井県小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所総務課

電話 0770-56-2103

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和5年10月10日（火）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除く。）

(2) 提出先

4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフライルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年11月13日（月）8時30分から17時まで

令和5年11月14日（火）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和5年11月15日（水）14時

(4) 開札場所

小浜市遠敷1丁目101

福井県嶺南振興局小浜土木事務所

3階入札室

7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに

通貨

- 日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに別記様式1により所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに別記様式2により、発注者に報告すること。
- なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ① 申請者の受付時期
福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。
- ② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
Contents and quantity of products purchased
Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 630t (order not guaranteed)
Bidding date and time
Wednesday, November 15, 2023 at 2:00 pm
Contract period
From the contract date to March 31, 2024
Contact point for notification

令和5年9月26日（火）

号
第266号
報
第
報
長
井
福

1-101 Onyu, Obama City, Fukui Prefecture Reinan Regional Bureau Obama Civil
Engineering Office, 917-0241
TEL 0770-56-2103

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする業務の名称
原子力防災県外資機材（鯖江市・越前市分）購入（危機管理課）
- (2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
大型扇風機・ヒーター 各396式
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおりに納入期限
- (4) 令和6年3月29日（金）まで
- (5) 履行場所
福井県内で県が指定する倉庫等
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を要すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ（福井県庁6階）
電話0776-20-0253

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年9月26日（火）から
令和5年10月16日（月）16時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

- (1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。なお、入札説明書別紙様式7「入札内訳書」を添付すること。

- (2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和5年11月8日（水）8時30分から17時00分まで

令和5年11月9日（木）8時30分から16時00分まで

- (3) 開札日時

令和5年11月10日（金）10時00分

- (4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行うた者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県防災安全部危機管理課 (県庁10階)

電話 0776-20-0236

FAX 0776-20-7617

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則 (昭和39年福井県規則第11号) の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例 (平成22年福井県条例第31号) 第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付期間

福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号) 第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Nuclear disaster prevention outside the prefecture materials purchase

(2) Date, time of Bidding

8:30A.M. 8th November - 4:00P.M. 9th November 2023

(3) Deadline for delivery

29th March 2024

(4) The place for delivery and Contact for notice

Crisis Management Division, Fukui Prefectural Government 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0236

FAX 0776-20-7617